

第6期池田市障害福祉計画及び第2期池田市障害児福祉計画の概要（素案）

計画の策定にあたって

◆計画策定の背景と趣旨

- 平成30年3月に「第5期障害者計画」及び「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」を策定。
- 今回の計画策定は、現行の「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」の終期を迎えることを受け、国の制度改革や社会経済情勢の変化等をふまえ、策定するもの。
 - ・障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法、障害者優先調達推進法の施行、障害者雇用促進法、児童福祉法の改正

◆計画の位置づけと期間

- 「第5期障害者計画」は、障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画。平成30～令和5年度の6年間。
- 「第6期障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画。「第2期障害児福祉計画」は児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」。令和3～5年度の3年間。
- 「池田市支え合いを大切にする福祉のまち基本条例」（第8条）に基づき関連計画・構想との整合・調整を図りながら策定。

障がいのある人を取り巻く状況

◆障がいのある人の状況 ※令和2年(2020年)3月時点

- 身体障がい者手帳の所持者は3,178人となり、横ばいもしくは微減の傾向がみられる。
 - 肢体不自由、内部障がいの順で多く、年齢別では65歳以上の方が手帳交付者全体の74.7%を占め、高齢化が進んでいる。
- 療育手帳の所持者は742人となり、毎年増加の傾向がみられる。
 - 障害の程度別では、重度であるAが全体の43.3%を占めている。
 - 年齢別には、18歳未満の人が30.5%、18歳以上の人が69.5%の割合になっている。
- 精神障がい者保健福祉手帳の所持者は783人となっている。
 - また、自立支援医療（精神通院）の受給者数は1,787人。

見込量

◆障がい福祉サービスの見込み量 ※令和5年(2023年)末

- ・訪問系サービス及び短期入所/日中活動系サービス/居住系サービス/相談支援
- ・地域生活支援事業

◆障がい児福祉サービスの見込み量

- ・障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）
- ・子ども・子育て支援における障がい児の受け入れ

計画の基本的な考え方

◆基本理念

一人ひとりの人格と個性を尊重した

障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共に生きる地域社会づくり

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

地域共生社会の実現に向けた取組

障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい福祉人材の確保

障がい者の社会参加を支える取組

成果目標〔障害福祉計画〕

① 施設入所者の地域生活への移行 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数 5人(6%減) ・施設入所者数 72人(1人削減、1.6%減) 	② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・精神病床における1年以上の長期入院患者数 58人
③ 障がい者の地域生活の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の整備 ・年1回以上の運用状況の検証。令和2年度よりコーディネーターの配置、面的整備とする 	④ 福祉施設から一般就労への移行等 <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数 21人(1.4倍) ・就労定着支援事業による1年後の職場定着率 8割
⑤ 相談支援の提供体制の強化・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置 設置済み ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援 4件/月 ・地域の相談支援との連絡強化の取組 4件/月 	⑥ 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス等に係る各種研修活用 5人/月 ・障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 体制有り、2回/月

※令和5年度(2023年度)末 数値目標

成果目標〔障害児福祉計画〕

① 重層的な地域支援体制の構築を目指す <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター 設置済み(池田市立やまばと学園) ・保育所等訪問支援を利用できる体制 設置済み(池田市立やまばと学園。他に、民間事業所有) 	② 主に重症心身障がい児を支援する <ul style="list-style-type: none"> ・事業所 確保済み(民間事業所3か所)
③ 医療的ケア児支援のための関係機関協議の場 <ul style="list-style-type: none"> ・協議の場の設置 設置に取り組む ・コーディネーター配置 配置に取り組む 	④ 発達障がい者等に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数 10人/年

※令和5年度(2023年度)末 数値目標

計画の推進に向けて

◆計画の推進体制

行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進していきます。また、地域住民、関係団体、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図る。

◆進行管理

各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行い、施策の充実・見直しについての検討を進める。